

地方公務員法第58条の2及び広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、平成29年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

広島市長 松井 一實

平成29年度 広島市人事行政の運営等の状況

I 人事行政の運営の状況 (任命権者から報告を受けた平成29年度における人事行政の運営の状況を取りまとめ、その概要を公表するものです。)

1 職員の任用の状況等

(1) 部局別職員数

(単位:人)

区分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職員 (再任用以外)	6,234	1,318	603	6,004	100	14,259
再任用職員 (常勤)	92	2	34	158	1	287
再任用職員 (短時間)	288	2	59	121	5	475

(注)1 「その他」は、議長、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び農業委員会であり、以下同じです。

(注)2 平成30年3月31日現在のものです。

(2) 採用者数

(単位:人)

区分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職員 (再任用以外)	316	44	—	284	—	644
再任用職員 (常勤)	61	2	19	90	1	173
再任用職員 (短時間)	81	2	15	27	2	127

(注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までのものです。(以下時期等を記載していないものについて同じです。)

(3) 退職者数

(単位:人)

区分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
定年 職員 (再任用以外)	216	38	21	232	5	512
定年 以外 職員 (再任用以外)	95	18	2	109	—	224
再任用職員 (常勤)	41	1	17	42	—	101
再任用職員 (短時間)	30	—	2	18	—	50
計 職員 (再任用以外)	311	56	23	341	5	736
再任用職員 (常勤)	41	1	17	42	—	101
再任用職員 (短時間)	30	—	2	18	—	50

(4) 職位別昇任者数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
局長級	9	—	—	1	3	13
部長級	37	3	5	—	5	50
課長級	75	11	9	5	—	100
課長補佐級	131	15	22	13	4	185
係長級	121	29	22	19	2	193
計	373	58	58	38	14	541

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、次に掲げる2つの方法により実施しました。

(1) 能力評価

上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

(2) 業績評価

職員本人による目標設定 → 職員と上司の面談 → 職員本人による自己申告 → 上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員給与費の状況

職員給与費（消費的経費）				1人当たり 給与額（年額）
給料	諸手当	期末・勤勉手当	計	
533億3,021万円	160億2,679万円	231億4,494万円	925億194万円	664万円

(注) 平成29年度一般会計決算見込みによるものです。

(2) 平均給与月額（給料月額、諸手当）及び平均年齢

区分	平均給与月額			平均年齢
	給料月額	諸手当	計	
行政職	322,155円	58,804円	380,959円	42歳0月

(注) 平成30年1月1日現在のものです。

(3) 勤務時間の状況

(週38時間45分)

区 分	勤務時間	休憩時間
月曜日～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	午後零時～ 午後1時

(注) 本庁舎及び区役所に勤務する場合があります。

(4) 年次有給休暇の平均取得状況

平均取得日数	取得率
12.2 日	61 %

(注) 取得率は、取得日数÷付与日数により算出しています。

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業の取得状況

区 分	取得者数		取得率
		うち前年度からの取得者	
男性職員	19人	1人	4.8%
女性職員	753人	444人	99.7%
計	772人	445人	—

(注) 取得率は、平成29年度の新たな取得者数÷平成29年度中の新たな育児休業取得可能職員数により算出しています。

(2) 自己啓発等休業の取得状況

区 分	取得者数	
		うち前年度からの取得者
男性職員	1人	1人
女性職員	1人	1人
計	2人	2人

(3) 配偶者同行休業の取得状況

区 分	取得者数	
		うち前年度からの取得者
男性職員	0人	—
女性職員	3人	0人
計	3人	0人

5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の被処分者数

(単位：人)

区 分	休 職	免 職	計
勤務実績がよくない場合	—	—	—
心身の故障の場合	279	1	280
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—
計	279	1	280

(2) 懲戒処分の被処分者数

(単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
被 処 分 者 数	7	4	6	2	19

6 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、更には政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。加えて、広島市職員倫理条例では、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則等を定めています。

こうした中、平成29年度においては、服務監理委員会の開催や全職員を対象とした公務員倫理研修の実施、更には次に掲げる通達等により、職員の服務規律の確保に努めました。

時 期	内 容	発信者
平成29年4月10日	不祥事の根絶と綱紀肅正の徹底について	副市長
平成29年7月4日	職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長
平成29年10月2日	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに広島県知事選挙における職員の服務規律の確保について	副市長
平成29年11月28日	職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長
平成30年3月6日	広島市議会議員安芸区選挙区補欠選挙における職員の服務規律の確保について	副市長

7 職員の退職管理の状況

本市職員のうち課長級以上の職にあった者で、本市退職後2年以内に再就職した者の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の再就職状況は次のとおりです。

再就職先区分	再就職者数
本市職員（再任用）	52人
本市関係公益的法人等	64人
国・他自治体	0人
その他民間企業（株式会社）	7人
その他団体（一般財団法人・社会福祉法人等）	9人
計	132人

8 職員の研修の状況

研修の実績（受講者数）

（単位：人）

研修センターが実施し、又は支援する研修			職場研修	派遣研修
階層別研修	能力開発型研修	自主研修		
1,404	3,037	209	142,305	1,252

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 市職員互助会

(ア) 会員は水道局職員及び臨時職員を除く市職員であり、会員数は平成30年3月1日現在20,100人です。

(イ) 事業内容

結婚祝金・入学祝金等の給付金支給、総合文化祭、体育行事、レクリエーション行事、サークル育成、職員会館管理運営等及び会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」生活資金貸付金事業、生命保険等団体取扱、積立年金、物資販売事業及び物品貸付事業

(ロ) 掛金率及び助成金率（平成30年3月1日現在）

掛金率（会員負担） 給料月額 $\frac{4.0}{1,000}$
助成金率（事業主負担） 給料月額 $\frac{1.5}{1,000}$

(ハ) 事業費は5億4,266万円（平成29年度決算額）であり、市の助成金は10,795万円です。

イ 水道局職員互助会

(ア) 会員は水道局職員であり、会員数は平成30年3月1日現在708人です。

(イ) 事業内容

結婚祝金・入学祝金等の給付金支給、体育行事、レクリエーション行事、サークル育成、生命保険等団体取扱、積立年金、物品貸付事業及び会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」

(ロ) 掛金率及び助成金率（平成30年3月1日現在）

掛金率（会員負担） 給料月額 $\frac{4.0}{1,000}$
助成金率（事業主負担） 給料月額 $\frac{1.5}{1,000}$

(ハ) 事業費は2,020万円（平成29年度決算額）であり、市の助成金は404万円です。

ウ 職員共済組合

(ア) 組合員は市立学校教員、非常勤職員及び臨時職員を除く市職員であり、組合員数は平成30年3月31日現在11,848人です。

(イ) 事業の概要

- ① 退職者等に対する年金の給付等に関する事務
- ② 療養の給付や育児・介護休業手当金の給付
- ③ 組合員の臨時の支出に対する資金の貸付け

(ウ) 掛金率及び負担金率（平成30年3月1日現在）

区 分	長期給付（年金給付事業）		短期給付（保健・休業給付事業）	
	標準報酬月額・標準期末手当等		標準報酬月額・標準期末手当等	
掛金率 （組合員負担）	97.43/1,000		40.91/1,000	
負担金率 （事業主負担）	135.2422/1,000		41.17/1,000	
区 分	短期給付（介護納付金）			
	標準報酬月額・標準期末手当等			
掛金率 （組合員負担）	5.7/1,000			
負担金率 （事業主負担）	5.7/1,000			

(エ) 事業費（貸付事業等を含む。）は271億4,075万円（平成29年度決算額）であり、市の負担金は120億4,499万円です。

(オ) 事業等見直し

- ① 短期給付の掛金率・負担金率の引上げ（H29.4～）
- ② 長期給付の掛金率・負担金率の引上げ（H29.9～）

(2) 公務災害及び通勤災害の補償の状況

（単位：件）

区 分	認 定 件 数		
	負 傷	疾 病	計
公務災害	118	0	118
通勤災害	17	0	17
計	135	0	135

(3) 措置要求及び審査請求に係る人事委員会の勧告及び指示に対する対応状況

区 分	件数	対 応 状 況	
		勧告又は指示に 従ったもの	左記以外
措置要求に係る勧告	—	—	—
審査請求に係る指示	—	—	—

II 人事委員会の業務の状況 (人事委員会から報告を受けた平成29年度における業務の状況を公表するものです。)

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用に係る競争試験及び選考の状況

ア 採用試験(競争試験及び公募により行う選考をいいます。以下同じです。)の実施日程

区分	申込 受付期間	第1次 試験日	第1次試験 合格発表日	第2次 試験日	第2次試験 合格発表日	第3次 試験日	最終合格 発表日	
I種	行政事務 社会福祉 心理 土木 建築 電気 機械 化学 農芸化学 造園 園芸 林業 水産 薬剤師 獣医師 保健師 消防	29.5.16 ～ 29.5.29	29.6.25	29.6.30	29.7.6 ～ 29.7.19	29.7.28	29.8.4 ～ 29.8.23	29.9.1
	保育士				29.10.5 ～ 29.10.10	29.10.20	29.10.30 ～ 29.11.1	29.11.10
II種	行政事務 土木 学校事務 消防	29.8.14 ～ 29.8.31	29.9.24	29.9.28	29.10.11 ～ 29.10.17	29.10.27	29.11.6 ～ 29.11.16	29.11.24
	民間企業等職 務経験者対象 (行政事務・土木・建 築・電気・機械)			29.10.17	29.10.28	29.11.2	29.11.25 29.11.26	29.12.1
	身体障害者対象 (行政事務・学校事務)	29.9.8 ～ 29.9.25	29.10.7	29.10.11	29.10.18 29.10.20	—	—	29.10.27
技能業務職	清掃業務員 下水関係業務員 調理員	30.1.5 ～ 30.1.16	30.1.28	30.2.1	30.2.14 ～ 30.2.16	—	—	30.2.23

(注) 身体障害者対象及び技能業務職については、第3次試験を実施していません。

イ 採用試験の実施結果

(単位:人)

区 分	申込者	第1次試験		第2次試験		第3次試験				最終競争倍率 (倍)	
		受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者				
							総数	男性	女性		
I種	行政事務	931	701	304	296	202	199	118	71	47	5.9
	社会福祉	39	30	27	26	20	18	11	3	8	2.7
	心理	16	12	9	9	8	7	6	3	3	2.0
	土木	72	62	51	48	43	42	38	34	4	1.6
	建築	21	14	12	11	6	6	3	2	1	4.7
	電気	27	16	10	9	9	9	4	3	1	4.0
	機械	26	22	16	14	12	12	8	8	0	2.8
	化学	21	19	15	15	10	10	6	2	4	3.2
	農芸化学	14	10	4	3	2	2	2	0	2	5.0
	造園	5	4	3	2	2	1	1	1	0	4.0
	園芸	7	5	4	3	2	2	1	1	0	5.0
	林業	8	6	3	2	2	2	2	0	2	3.0
	水産	6	2	0	-	-	-	-	-	-	-
	薬剤師	5	2	2	2	2	2	2	1	1	1.0
	獣医師	5	4	3	3	3	3	3	1	2	1.3
	保健師	73	65	51	45	36	34	19	2	17	3.4
	消防	115	92	15	10	10	10	5	4	1	18.4
	保育士	293	278	147	146	98	96	58	2	56	4.8
小計	1,684	1,344	676	644	467	455	287	138	149	4.7	
II種	行政事務	112	97	45	44	30	30	17	7	10	5.7
	土木	17	11	7	7	7	7	7	5	2	1.6
	学校事務	37	33	31	27	20	19	12	2	10	2.8
	消防	653	553	180	176	100	98	64	61	3	8.6
	小計	819	694	263	254	157	154	100	75	25	6.9
民間経験者対象	行政事務	201	149	18	17	6	6	3	3	0	49.7
	土木	9	6	6	6	6	6	6	5	1	1.0
	建築	10	8	5	4	1	1	1	1	0	8.0
	電気	8	5	5	4	2	2	1	1	0	5.0
	機械	4	4	4	4	2	2	1	1	0	4.0
	小計	232	172	38	35	17	17	12	11	1	14.3
身障	行政事務	43	41	30	-	-	28	15	10	5	2.7
	学校事務	3	3	2	-	-	2	1	0	1	3.0
	小計	46	44	32	-	-	30	16	10	6	2.8
技能業務職	清掃業務員	26	24	12	-	-	12	3	3	0	8.0
	下水関係業務員	88	71	12	-	-	11	4	4	0	17.8
	調理員	45	40	12	-	-	12	3	0	3	13.3
	小計	159	135	36	-	-	35	10	7	3	13.5
合 計	2,940	2,389	1,045	933	641	691	425	241	184	5.6	

(注) 1 身体障害者対象及び技能業務職については、第3次試験を実施していませんが、合格者の男性・女性の別を表すため、第2次試験の結果を第3次試験の欄に記載しています。

(注) 2 最終競争倍率は、第1次試験の受験者数を最終合格者数で除したものです。

ウ 採用選考の実施状況

(単位:人)

区 分	市長	消防長	教育委員会	合 計
局長級	0	0	0	0
部長級	0	0	0	0
課長級	2	0	2	4
課長補佐級	2	0	1	3
係長級	3	0	0	3
係員	4	0	3	7
合 計	11	0	6	17

(2) 昇任に係る選考の状況

(単位:人)

区分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	合計
局長級	6	1	0	1	1	9
部長級	28	5	4	2	2	41
課長級	91	18	8	5	3	125
課長補佐級	136	22	15	8	5	186
係長級	131	29	22	24	2	208
合計	392	75	49	40	13	569

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成29年9月14日に、市議会及び市長に対し、報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 報告の概要

ア 公民較差

民間給与	本市職員の給与	較差
392,440円	392,061円	379円 (0.10%)

イ 給与の改定

(7) 人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、行政職給料表適用職員の給与について、民間給与との較差を解消する措置を講ずるとともに、他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員との均衡を図る措置を講ずる必要がある。

(1) 本市職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が民間における特別給の年間支給割合を0.09月分下回っていることから、本委員会では、民間における支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当を年間で0.10月分引き上げることが適当であると判断した。

ウ その他の言及事項

仕事と生活の調和や時間外勤務の縮減等について検討を進め、時代の変化に対応した人事管理を行っていく必要がある。

(2) 勧告の概要

ア 給料表又は諸手当

(7) 本市職員の給与と民間給与との較差(0.10%)を解消するため、給料表又は諸手当について、本市職員の実態に応じて改定すること。

(1) 期末・勤勉手当の年間支給月数を0.10月引き上げること。

イ 改定の実施時期

平成29年4月1日から実施すること。ただし、期末・勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位:件)

前年度からの繰越し	係属件数		処理件数							翌年度への繰越し (A)-(B)
	新規要求	計(A)	却下	一部却下 一部否認	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	計(B)	
1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0

※ 措置の要求とは

職員の勤務条件に関する措置の要求の制度とは、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができる制度です。

4 職員の不利益処分に関する審査請求の状況

(単位:件)

前年度からの繰越し	係属件数		処理件数						翌年度への繰越し (A)-(B)
	新規申立て	計(A)	却下	処分承認	処分修正	処分取消	取下げ	計(B)	
0	2	2	0	0	0	0	0	0	2

※ 審査請求とは

職員の不利益処分に関する審査請求の制度とは、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員が、人事委員会に対して、その処分の取消し等を請求することができる制度です。